	資産見返寄附金戻入	－472,541,384	
	財務収益	－6,827,485	
	雑益	－250,982,921	
	臨時利益	－57,980	－30,163,990,248
	業務費用合計		14,509,717,860
Ⅱ	損益外減価償却相当額		1,272,686,247
Ⅲ	損益外減損損失相当額		―
Ⅳ	損益外利息費用相当額		1,154,449
Ⅴ	損益外除売却差額相当額		24,746,454
Ⅵ	引当外賞与増加見積額		16,979,468
Ⅶ	引当外退職給付増加見積額		506,819,423
Ⅷ	機会費用		
	国又は地方公共団体の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用	43,362,053	
	政府出資の機会費用	0	43,362,053
Ⅸ	国立大学法人等業務実施コスト		16,375,465,954

注記

1．国又は地方公共団体の財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用の計算方法

近隣の地代や賃借料を参考に算定しております。

2．政府出資の機会費用の計算に使用した利率

決算日における10年もの国債（新発債）の利回りは▵0.050％でありましたが、「国立大学法人等業務実施コスト計算書における機会費用の算定に係る利回りについて（通知）」（平成28年４月14日付け28文科高第63号）に基づき、０％で計算しております。

注　　記

（重要な会計方針）

当事業年度より、「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」（国立大学法人会計基準等検討会議　平成28年２月１日改訂）」及び「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針（文部科学省　日本公認会計士協会　平成28年４月21日最終改訂）」を適用しております。

1．運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

期間進行基準を採用しております。

なお、特別経費の一部については業務達成基準及び費用進行基準を、また、特殊要因経費については業務達成基準及び費用進行基準を採用しております。また、「国立大学法人徳島大学における運営費交付金等の取扱基準」に基づき役員会の承認を得たプロジェクト事業等については、業務達成基準を採用しております。

2．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としておりますが、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	２～50年
建物附属設備	２～18年
構築物	２～50年
工具、器具及び備品	２～20年

なお、国から承継した償却資産については見積耐用年数で、受託研究等収入により購入した償却資産については当該研究期間を耐用年数としております。

また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準第84）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（国立大学法人会計基準第90）に係る減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。

3．徴収不能引当金及び貸倒引当金の計上基準

将来の貸倒による損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については、個別の債権の回収可能性を検討して回収不能見込額を計上しております。

4．賞与に係る引当金及び見積額の計上基準

翌期以降の運営費交付金により財源措置がされない教職員への賞与の支払いに備えるため、当該教職員に対する賞与支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を引当金として計上しております。

なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額は、当事業年度末の引当外賞与見積額から前事業年度末の同見積額を控除した額を計上しております。

5．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準並びに退職給付費用の処理方法

⑴　任期を付される職員等の退職給付に備えるため、当該事業年度末における自己都合要支給額により計上しております。

⑵　任期を付される職員等以外の教職員の退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、基準第87第４項に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しております。

6．有価証券の評価基準及び評価方法

⑴　満期保有目的債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

⑵　その他有価証券

時価のあるもの　期末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。

時価のないもの　原価法を採用しております。

7．たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準　低価法を採用しております。

評価方法　移動平均法を採用しております。

ただし、医薬品及び診療材料については、当分の間、評価方法は最終仕入原価法により行っております。

8．外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。